

## 令和3年第9回栗国村議会定例会において議決した議案

議案番号及び件名	議決年月日	議決の結果
議案第41号 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組規約の変更について	令和3年12月9日	原案可決
議案第42号 南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分について	令和3年12月9日	原案可決
議案第43号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について	令和3年12月9日	原案可決
議案第44号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分について	令和3年12月9日	原案可決
議案第45号 令和3年度栗国村一般会計補正予算（第5号）について	令和3年12月9日	原案可決
議案第46号 令和3年度栗国村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	令和3年12月9日	原案可決
議案第47号 令和3年度栗国村航路事業特別会計補正予算（第3号）について	令和3年12月9日	原案可決
議案第48号 令和3年度栗国村村民牧場事業特別会計補正予算（第3号）について	令和3年12月9日	原案可決
議案第49号 栗国村国民健康保険条例の一部を改正する改正する条例について	令和3年12月9日	原案可決
発議第12号 離島振興法の改正・延長を求める意見書について	令和3年12月9日	原案可決
発議第13号 海底火山噴火による噴出した漂流・漂着軽石に関する意見書について	令和3年12月9日	原案可決

## 離島振興法の改正・延長を求める意見書

離島においては、昭和28年に離島振興法が制定されて以来、離島振興政策が推進され、生活条件の改善、産業基盤の整備等を中心とする社会資本の形成が大きく進展した。

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全とあわせて、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

しかしながら、離島においては、厳しい自然的・社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境が脆弱といった本土との地域格差は、引き続き対応すべき課題である。また、人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞など、離島をめぐる状況は依然として厳しく、一層強力に離島振興政策を推進していく必要がある。

よって、国においては、現行の離島振興法が令和4年度末をもって失効することから、抜本改正の上、恒久法化も視野に入れて延長されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月8日

沖縄県粟国村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、内閣官房長官

## 海底火山噴火による噴出した漂流・漂着軽石に関する意見書

本年8月に発生した小笠原諸島・福徳岡<sup>ふくとくおか</sup>ノ場の海底噴火に由来すると見られる軽石が、10月初旬頃から村内の海岸や漁港・港湾等に大量に漂着している。

この軽石の漂流・漂着により、漁港においては漁船のエンジントラブルへの懸念から漁に出られない状況が続き、漁業への影響が深刻化している。また、港湾においては定期航路をはじめとする船舶の航行に支障を来している。さらに、観光業にも影響が出ており、観光全体のイメージダウンにより今後の観光需要の回復の足かせになりかねない事態となっている。

加えて、大量の軽石が長期間にわたり海面を覆うことにより藻類や魚類の成長等に影響を及ぼす可能性が指摘されるなど、サンゴ礁や白い砂浜等も含めた本村の貴重な自然環境への深刻な影響が懸念されている。

このような状況に対し、影響の長期化を防ぎ、様々な分野において迅速かつ継続的に対応していくための支援が必要であることから、本村議会は、国及び県におかれては下記事項について早急な対応を求める。

### 記

1. 港湾、漁港、海岸、河川等における軽石の被害状況を調査した上で、災害復旧事業への認定を急ぎ、軽石の回収・処理や漂着等防止対策に関する人員及び資機材等の派遣支援並びに財政支援を行うこと。
2. 軽石による漁船・船舶の故障、修理及び被害防止策等への財政支援を行うこと。また、漁船保険が適用できるようにすること。
3. 軽石による被害や影響を受けた漁業及びマリレジャーなどの観光業等に対し財政支援を行うこと。
4. 航路の運航停止等に伴う影響に対し、住民の生活物資の確保や救急搬送体制の強化等の支援策を講じること。
5. 船舶の航行及び漁船などの操業の安全を確保する観点から、軽石の最新の漂流状況と今後の予測等について関係者に対し情報提供を行い、沿岸域から公海にかけて漂流している軽石の回収を行うこと。
6. 軽石による水産資源、サンゴ礁の生物、海岸景観、海岸生態系等の自然環境への影響に関する調査を実施するとともに、その保全・再生に必要な対策に関する財政支援を行うこと。
7. 回収した軽石の安全性確認及び処分または活用方法に関する技術的支援を行うこと。
8. 先行して行っている軽石対策に対する財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月8日

沖縄県粟国村議会

あて先

内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、  
沖縄県知事